

(3) *Dharmaśāstra no Kukunī kōgishaku*  
ダルマキールティの九句因解釈

—PV. IV. 195-204—

ナル  
野の  
基マツリ

序

仏教論理学はディグナーガの時代に一応の完成をみるが、その際確立された最も重要な理論の一ものが、いわゆる九句因説である。九句因とは、推論式における論証因（中概念）を論証対象（大概念）の同類・異類との関連において九種に分類した一種の表であり、これによつて、正しい論証因を区別する方法が確立された。ディグナーガは、九句因に基づいて、正しい論証因として分類される例として次の二論式を挙げた。

（「*リ*とばは無常である

（作られたものであるから

（「*リ*とばは無常である

（意志的労力の直後にあるから

（九句因の第八句）

）の二論式は、ディグナーガの掲げた正しい論証因の条件、

「[論証対象の] 同類において [遍ねぐ] 存在するか」様（1）

部（のみ存在する）であつて、異類において存在しないもの」に合致するものであり、前者が同類において遍ねぐ存在する正しく論証因の、後者が同類の一端にのみ存在する正しく論証因の例である。

一方、ディグナーガを受け継いで仏教論理学を大成したダルマキールティは、正しい論証因について、全く新しい独自の理論を提出した。必然的結合関係（svabhava-pratibandha）の理論がそれであり、これによると、正しく論証因は基本的には、自性因・所作因の二種に分類される。以下がその例である。

（「*リ*は樹木である

（シンシャペー樹であるから

（血莖因）

（あの山には火がある

（煙があるから

（所作因）

）のようだ、ダルマキールティは、ディグナーガの九句因説

とは全く異なつた観点から正しい論証因を分類していく。それでは一体、彼は九句因説をどう評価しているのであらうか。

彼は主著『プラマーナヴァーラルティカ』(P V) 第四章「他者のための推論」章で、上述の「必然的結合関係」を理論的基盤として、ディグナーガの『プラマーナサムッチャヤヤ』(P S) 第三章「他者のための推論」章を批判的に解釈しているが、その中で九句因説を論じ、自性因・所作因説との和解を企立ててゐる。すなわち、P V第四章第百九十五偈で彼は、  
「自性と所作と〔が正しい論証因であること〕を確立するためには二つ〔の論証因が説かれ〕、矛盾した論証因が二つ〔説かれた〕。〔他学派による〕異論があるので〔それを否定するため〕に特殊なものと普遍的なものが〔説かれ〕残り〔の三つ〕は〔異類からの〕排除〔が確定して〕いるものが正しい論証因である」と]を確立する。(v. 195)

と述べて、九句因を独自の観点から整理し、九句因における二つの正しい論証因は自性因と所作因の例として解釈である、とし得る。以下、第一回四偈がこの詳説に係わるより詳細な議論となっているので、本稿ではない箇所を検討して、ダルマキールティの、九句因……特にそれから尋ねられる二つの正しい論証因に対する考え方を明らかにしてみたい。

#### P V. IV. 196—201 の議論

まず始めに、ダルマキールティは、「作られたものであるか（九句因の第二[1]句）」という論証因は四種門に迫らない、この論証因は四種因を例示して二つの解釈を示す。

「血迷〔因〕以外〔の論証因〕によって論証対象が包摃されないのは決してない。〔結果には〕原因に対する不確定性があり得る。何故ならば、結果は「同類において」二様に（一部にのみ）存在するからである」(v. 196)

すなわちダルマキールティによれば、正しい論証因は基本的には自性因か所作因でなければならないが、結果に基づいて原因を推理する論証因の場合には、原因があつても必ずしも結果があるとは限らない（例えば、火のあるところに必ずしも煙があるとは限らない）という不確定性があるから、所作因は同類の一部に存在するものでしかあり得ない。従つて、同類である「無常なもの」に遍ねく存在する「作られたもの」は所作因ではあり得ないから、自性因に他ならない、と云ふこととなる。次にダルマキールティは、今一方の「意志的的努力の直後にあらが〔所作因の例として〕解釈される」といふを明らかにするが、

ここでは彼は、シーマーンサー学派などが主張する「リトバは常住であり、意志的的努力によって明らかになる (vyavahāra)」といふ説を論証して、意志的的努力の直後の認識は無常なもの結果でなければならぬ、といふことを論証するので、この直前の「意志的努力より」以前に存在するものは、意志的的努力の直後の認識は決してあり得ない。やがて「意志的的努力」は、「対象を」遮断された感覚（聴覚）および「対象である」いふことだよして、この場合に「無効だから」。(v. 197)

つまり、常住ないものはに対しては意志的的努力はいかなる作用も

果たし得ない点を指摘」、おひだり。

「他を俟たないもの（常住なもの）には、ある場合（意志的労力の際）に、結果〔としての認識〕を作らないという矛盾があるから、このような（意志的労力の直後の）認識は、無常なもの（所作）の結果、すなわち、かの（所作）因であることが証明される。」(v. 198)

と述べ、他からの労力因によって能力を付加されることができないもの（anādhreyatīsatyavata）である常住ものが、意志的労力という動力因によって明らかになる（認識される）ことはあり得ないと指摘し、意志的労力の直後の認識は無常なもの、結果に他ならないとする」として、「意志的労力の直後にあるから」が所作因であることを論証していく。

以上の議論から、ひとまず、ダルマキールティが次のような対応関係を承認していたことが知られる。

### (九句因の第二句)——自性因

#### (九句因の第八句)——所作因

しかしながら、この対応図式は完全ではない。といふのも、実は「意志的労力の直後にある」という語は二義的であり、この語によって、第二百九十七・八偈で問題となつた「意志的労力の直後の認識」と同時に、「意志的労力の直後の生起」も意味され得る。つまり、生じつたものの自性である生起と、認識されるものの結果（所作）である認識とが共に意味され得るのである。従つて、正確には、九句因の第二句・第八句と自性因・所作因との対応関係は次のようになる。

### (九句因の第二句)——自性因 (九句因の第八句)——所作因

すなわち、第八句「意志的労力の直後にあるから」は自性因と所作因とも解釈され得るのである。

ところが、第八句がどちらとも解釈することができる限り、従つて第八句だけで自性因と所作因の例を同時に提示し得ていることになると、ダルマキールティの解釈に依る限り、第二句の「作られたものであるから」という論証因が説かれた必然性を説明することは困難となる。そこで、この疑問を解消するために、彼は次のように述べる。

「これ（「意志的労力の直後にあるから」という論証因）のみで「自性因の例示が」成立してしまうにもかかわらず、自性因である「作られたものであるから」を別立てする。所作〔因〕と一緒に提示した場合に、「自性因は」すべてそのままのやうな〔所作因と同様に、同類の一部にのみ存する〕ものであると認識されることがないようである。」(v. 199)

この偶の意味するところは以下の如くである。すなわち、もしも「意志的労力の直後にあるから」という論証因を以つて自性因の例とするならば、自性因といふのはすべて、「労力の直後にあるから」あるいは「シンシャバ一樹であるから」のようないいものである、という誤解を招く恐れがある。そこで、それを防ぎ、自性因には論証対象の同類と同延の場合もある、ということを明らかにするために、第二句「作られたものである

から」が別立でされてゐる、と言ふのである。

「この議論にちようど対応するのが第二百一偈における議論である。ダルマキールティはこの偈では、何故ディイグナーガは九句因の第八句として「意志的効力の直後にあるから」という例を用い、「煙があるから」、という明快な例を用いなかつたのか、という疑問に回答してくる。

「ここでは、この「意志的効力の直後にあるから」とどう所作因によつて、「同類の」一部に存在する自性因も「あることが明らかにされている」。それゆえ、「自性と所作とに共通の「意志的効力の直後にあるから」という」例が用いられた。意志的効力に基づいて、明らかになると（認識）と生起とがあるからである。」(v. 209)

すなわち、ダルマキールティによれば、ディイグナーガが「意志的効力の直後にあるから」という例を九句因の第八句に用了たのは、前述のようなこの語の二義性を踏まえて、所作因と同時に同類の一部にのみ存在する自性因をも示すことを意図してのことである、ということになる。

以上のように、ダルマキールティは、ディイグナーガが九句因説によって導出した二つの正しい論証因を、自らの必然的結合関係に基づく二種の論証因——自性因・所作因の理論によつて言づけ、ディイグナーガが正しく論証因といつて、一世られたものであるから——と「意志的効力の直後にあるから」の二つを表示した必然性を明らかにしている。

といひやう、以上の議論の結果、自性因は包摂関係の上から

通りに、すなわち同類と同延の場合と同類の一部にのみ存在する場合とに区別され得ることが帰結された。それでは、このような区別にはいかなる意味があるのであらうか。この問題に關しては、ダルマキールティは次のような見解を述べてゐる。

一論証因に関する議論は、「PSのIIIのための」論論〔章〕において陳述著みであるが、理解を目的として、「他者のための推論章で」再び行われた。このでは「[包摂関係の上から]の」区別が述べられてゐるが、定義に区別があるわけではない。

(v. 200)

ダルマキールティによれば、正しい論証因を包摂関係の上から区別するには、よりよい理解を目的としたものであつて、そもそもそこには本質的な違いがあるわけではない。すなわち、論証因が、ディイグナーガが PS 自己のための推論章で述べた「論証対象とその同類に存在し、異類に存在しない」という定義（因の三相）を満たす限りにおいて、等しく正しいのである。このように、九句因における二つの正しい論証因の区別、つまり包摂関係の上の区別がいわば便宜的なものであるに過ぎないに對して、自性因と所作因との区別には重要な意義がある、とダルマキールティは言う。すなわち、第二百二偈で彼は、自性因と所作因とを区別する意義を明らかにしている。「あるこの（原因）なくしては存在しない」などの、あるのが「原因から」区別されないもの、これの（非果なしの原因）が「原因から」区別されないもの、これが（非

(自性と所作)を区別する意図である。」(v. 202)

い)は表明されたのだ。PV第一回の論証いや詳説されど、因果関係と同一關係だけが推論を可能にする必然的結合関係であるとするダルマキールティ論理学の根本思想である。すなわち、ある論証因が自性因であるか所作因であるかを明示するのば、その論証因が根拠とする必然的結合関係を理解せねるためであり、自性因と所作因との区別は九句因における第二句と第八句との区別とは全く次元を異にしたものである。ダルマキールティは表明しているのである。

以下の二偈は、第一回の一偈の議論の付論である。第一回の一偈ではダルマキールティは、「*सम्योगः अनेनास्ति विशेषं ग्रहणं*」[「*衆々な關係*」]に述べて、「*सम्योगः अनेनास्ति विशेषं ग्रहणं*」のようないくつかの論証因が存在しない。従つて、いわば論証因ではなく、*言われる*。不確定があり得るから。」(v. 203)

述べて、ヴァイシヨーシカ学派の主張する結合関係の理論を批判し、また第二回四偈では、

「一方、[必然的]結合関係が存在するべきだが、それが〔論証因〕ではない、推論を成り立たせね。「[論証因]が」決定して〔論証因〕ではない、やれ〔論証対象〕などには〔論証因〕は」存続しないから「[一方向的な]あつ方を意味」、決定して〔論証因〕は論証因ではない」。(v. 204)

ここで、推論における必然的結合関係の決定的役割を繰り返し強調している。

## 総 論

以上の検討がいよいよ最後だ。この箇所でダルマキールティは、九句因から帰結せねる二つの出しへ論証因が、彼の取扱い論証因の理論と何の矛盾するかのではないことを明らかにしているばかりか、この二つの区別が、自性因・所作因だけが正しい論証因であるとする彼の理論を予想したるものであるかの如く語っている。しかしながら、もちろん、ティグナーガが自性因と所作因の区別を知っていたわけではない。これはあくまでもダルマキールティの解釈である。

ただし、同時に彼は、九句因の第二句・第八句の区別と自性因・所作因の区別とは、全く次元を異にしたものであるといふを明かにしており、九句因の区別が皮相的なものに過ぎないのに対し、自性因と所作因の区別は本質的で極めて重要なものであらうことを強調している。

### 結 論

(1) 無識得因は自性因・所作因と併存するに違ひない。

cf. PV. IV. 260.

(2) 本稿では、勘定論など、マヘーリタ・バーラギー論の體裁によつて記述される〔論証因〕=説明部分・〔 〕=標題・〔 〕=標題説明文などによる〔論証因〕の構成要素を〔 〕=標題説明文と〔 〕=標題説明文の二種類に区分する。ただ、本偈のトガベーラの証明は、Pramanavarttikavrittih, Bauddha Bharati Series 3, Varanasi, 1968, pp. 429<sup>th</sup>, 432<sup>nd</sup>。